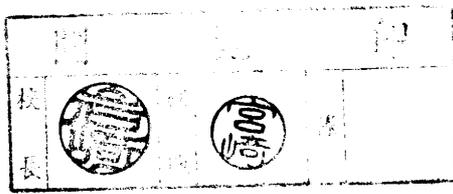




80402



公共高第 230 号  
平成16年 9月22日

各 所 属 所  
事 務 担 当 者 様

公立学校共済組合高知支部  
事務局長 井上 勝弘  
( 公 印 省 略 )

出産貸付け創設に伴う添付書類等について

平成16年1月29日付け公立学校共済組合貸付規程の一部改正に伴う事務取扱いを別添のとおり送付します。この改正については、平成16年4月1日より既に実施されていますので念のため申し添えます。また、通知が遅れたことについて深くお詫びいたします。

# 公立学校共済組合貸付規程の一部改正に伴う事務取扱いについて

「公立学校共済組合貸付規程（昭和38年3月1日制定）」の一部改正（平成16年1月29日改正）に伴う事務処理については、次のとおり取り扱うものとする。また、本取扱いに記載のない事項については、従前の取扱いによるものとする。

## 1 出産貸付に係る事務処理について

### 1 貸付の種類〔貸付規程第4条関係〕

#### (1) 貸付事由

出産貸付は、組合員（任意継続組合員を含む。以下同じ。）が、出産費又は家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とする場合に行う。

（注）再任用組合員、非常勤職員、任期付採用職員にも貸し付けることができる。

#### (2) 貸付対象者

出産貸付を受けることができる者は、出産費等の支給を受ける見込みがあり、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 貸付日が出産予定日まで2か月以内（多胎妊娠の場合は4か月以内。以下同じ。）の組合員又は貸付日が出産予定日まで2か月以内の被扶養者を有する組合員
- ② 妊娠4か月以上の組合員又は妊娠4か月以上の被扶養者を有する組合員で、異常分娩又は母体保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工中絶により医療機関等に一時的な支払が必要となった者

（注）妊娠4か月以上とは、受胎から分娩予定日までの280日の標準日数を10等分して定められる妊娠月数の3か月目（84日）を経過し、4か月目（85日）に入った以後をいう。

### 2 貸付の申込み〔貸付規程第10条関係〕

出産貸付の申込みは、出産貸付申込書（貸付規程別紙様式第1号（4））に所定の事項を記入し、以下の関係書類を添付の上、組合員は所属所長を経由して支部長へ、任意継続組合員は直接支部長へ提出して行うものとする。

貸付対象者	添付書類
上記1（2）①に該当する者	①母子健康手帳の写し（表紙部分） ②出産予定日まで2か月以内であることを証明する書類（別紙1 様式第21号）（注）
上記1（2）②に該当する者	①母子健康手帳の写し（表紙部分） ②妊娠4か月以上であることを証明する書類（別紙1 様式第21号）（注） ③医療機関等からの一時的な支払に要する費用の内訳のある請求書又は領収書の写し

（注）病院所定の様式による出産（分娩）予定日証明書等（様式第21号の項目を満たすも

の。)により②に代えることができる。

### 3 貸付限度額等〔貸付規程第7条、第8条、第9条関係〕

- (1) 貸付金の額は千円を単位とし、貸付限度額の範囲内で決定する。
- (2) 貸付金の限度額は、申込みをした日に出産費等の給付事由が生じたものとみなした場合における当該出産費等の額とする。(地方公共団体の条例の規定により給料が一定期間減額される場合は、減額後の給料により出産費等が算定されるので留意すること。)
- (3) 出産貸付けにあっては、利息は徴しない。

### 4 貸付けの審査・決定〔貸付規程第11条関係〕

- (1) 支部長は、出産貸付申込書の提出を受けたときは、申込書の記載事項、添付書類等を審査し、貸付けの可否を決定する。
- (2) 出産貸付けの審査に当たっては、出産費等の支給の対象となるものであるか等を確認の上処理するものとし、この場合において短期給付担当部署の協力を得て行うものとする。  
なお、申込人に出産費等が支給されない場合があるので留意すること。

#### 【例】

- 退職後出産するまでの間に、他の組合の組合員(他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。)の資格を取得したときは、退職後の出産費は支給しない。
- 被扶養者である配偶者がその出産によって同時に資格喪失後の出産費が受けられる場合は、家族出産費を支給しない。
- 組合員が退職した場合は、家族出産費を支給しない。

#### <審査・確認事項>

- ① 申込人の組合員資格
  - ② 出産する者(組合員又は被扶養者)
  - ③ 貸付けを受ける資格
  - ④ 申込人の給料月額及び貸付限度額
- (3) 出産貸付けをすると決定したときは高額医療・出産貸付決定通知書(貸付規程別紙様式第2号(2))を、貸付けをしないと決定したときは理由を付して所属所長を経由して(任意継続組合員である申込人については直接)申込人に通知する。

### 5 貸付金の交付〔貸付規程第11条関係〕

- (1) 貸付けを決定したときは、申込人は出産貸付借用証書(貸付規程別紙様式第3号(5))を支部長に提出し、支部長はこれと引き替えに貸付金を交付する。  
ただし、貸付金の交付前にあらかじめ借用証書を提出させることができるものとする。
- (2) 貸付金の交付は、貸付決定後速やかに行われるよう配慮すること。

### 6 借用証書〔貸付規程第23条関係〕

支部長は、貸付金の交付と引き替えに受領した借用証書を当該出産貸付けの償還が完了するまで整理保管し、償還が完了したときは借受人に返還する。

## 7 貸付原票〔貸付規程第24条関係〕

支部長は、出産貸付けを行うときは、高額医療・出産貸付原票（貸付規程別紙様式第4号（2））に必要事項を記入して整理保管する。

## 8 償還〔貸付規程第16条の2、第17条の2、第18条関係〕

出産貸付けの貸付金の償還方法は、通常の償還、即時償還の2種類とする。

### （1）通常の償還

通常の償還は、原則として出産費等が支給される際に一時に償還するものとする。

#### ① 償還金の払込み

ア 償還金は、組合が借受人に支給する出産費等の支給額から源泉控除することにより払込みを受けるものとする。

（注） 出産貸付けを行ったときは、支部における貸付事業担当部署は短期給付担当部署に対し出産費又は家族出産費からの貸付金相当額の控除を依頼するものとする。

イ 出産費等として支給される額が貸付金に相当する金額に満たないときは、その差額に相当する金額を当該出産貸付けの対象となった出産費附加金又は家族出産費附加金（以下「出産費附加金等」という。）から控除するものとする。この場合、借受人は「出産貸付金控除依頼書」（別紙2 様式第7号の2）を支部長に提出するものとする。

ウ 出産費附加金等から控除してもなお貸付金に残額がある場合には、借受人は速やかに当該金額を支部長が指定する振込依頼書により支部長に払い込むものとする。

### （2）即時償還

出産貸付けの借受人が一定の事由に該当した場合、借受人は貸付金の全額を即時に償還しなければならないものとする。

#### ① 即時償還の事由

ア 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。

イ 出産費等の支給されないことが確定したとき。

ウ その他貸付規程に違反したとき。

#### ② 償還金の払込み

即時償還の償還金の払込みについては、貸付事業事務処理基準第4章の3の（3）による高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けに係る即時償還の償還金の払込みの例に準じて取り扱うものとする。

（注） 1 出産貸付けの場合、出産貸付けの借受人が出産者の場合、組合員資格の喪失は即時償還の事由とはならない。出産者である出産貸付けの借受人が退職し、出産費の支給前に退職手当が支給される場合であっても、上記①による即時償還の事由に該当する場合でない限り、当該退職手当から貸付金相当額の控除は行わないものとし、後に支給される出産費から控除するものとする。

2 退職手当その他の給与から貸付金相当額を控除することとなった場合で、高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付金があるときは、高額医療貸付け及び出産貸付けの貸付金を優先させるものとする。

## 9 貸付け状況等の報告

支部長は、毎月の新規貸付状況を、「貸付状況等報告書」（別紙3 様式第10号）により翌月20日まで（本部必着）に本部保健部長あて報告するものとする。

## 10 システム対応について

### （1）新標準システムを使用している支部

原則としてシステムでは管理しないものとする。ただし特段の理由がある支部については、本部と協議すること。

### （2）新貸付事業管理システム（分散管理型を含む。）を使用している支部

平成16年3月末までに出産貸付けに対応する。

### （3）支部独自の貸付システムを使用している支部

原則としてシステムでは管理しないものとする。ただし特段の理由がある支部については、本部と協議すること。

## II 債務返済支援保険制度の導入に係る事務処理

債務返済支援保険制度に係る保険適用、保険料充当金の払込み、保険金の請求、その他事務手続きについては、別に定める「公立学校共済組合団信制度事務取扱いの手引き」により取り扱うこと。

## III 派遣職員の借替制度の廃止等に係る事務処理

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正（平成16年4月1日施行）に伴い、派遣職員については、派遣先においても当共済組合の福祉事業を利用することができることとされた。

このことに伴い、派遣職員に対する貸付け及び派遣職員の借替制度の廃止に係る事務処理については、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、退職派遣者は従来どおり取り扱うこととする。

### 1 貸付の種類〔貸付規程第4条関係〕

派遣職員に対する貸付対象種別は一般組合員と同様、特別貸付けを除く全貸付種別とする。

### 2 貸付けの申込み〔貸付規程第10条関係〕

派遣職員の貸付けの申込みは、各貸付申込書に所定の事項を記入し、派遣された日の前日に所属していた所属所の所属所長を経由し支部長へ提出して行うものとする。

ただし、これにより難い場合は、支部長の定めるところにより提出して行うことができる。

### 3 貸付けの審査・決定〔貸付規程第11条関係〕

貸付けを決定したときは、貸付決定通知書及び償還表を派遣された日の前日に所属していた所属所の所属所長を経由して申込人に送付する。貸付をしないと決定したときは、その理由を付して派遣された日の前日に所属していた所属所の所属所長を経由して申込人に通知する。

ただし、これにより難い場合は、支部長の定めるところにより送付又は通知することができる。

#### 4 償還〔貸付規程第16条、第17条、第18条関係〕

##### (1) 派遣職員に対する新規貸付けの場合

- 給与支給機関が派遣前と変更になっている場合、派遣先と徴収嘱託についての申し合わせ等を行い、組合員及び派遣先の同意を得た上で、派遣先で償還金を控除し、当共済組合へ振り込むものとする。
- 派遣先で償還金を控除できない場合は、本人が当共済組合へ定期償還額を振り込むものとする。

##### (2) 既貸付者が公益法人等へ派遣された場合

- 給与支給機関が変更となる場合、派遣先と徴収嘱託についての申し合わせ等を行い、組合員及び派遣先の同意を得た上で、派遣先で償還金を控除し、当共済組合へ振り込むものとする。
- 派遣先で償還金を控除できない場合は、本人が当共済組合へ定期償還額を振り込むものとする。

#### 5 経過措置

派遣職員が平成16年3月31日までに従前の借替制度の対象となる資金を金融機関等から借り入れた場合、改正前の第20条の2の規定と同様に、派遣職員が職務に復帰し、又は引き続き派遣職員である場合において、当該借入金を返済するために資金を必要とするときに、貸付けを受けることができる。

派遣職員が職務に復帰した場合において、借替えの申込時期は派遣職員が復帰してから3か月以内とする。ただし、これにより難しい場合は、支部長の定めるところにより借替えを行うことができる。

#### 6 その他

貸付申込書等における借受人等の所属所名は、派遣された日の前日に所属していた所属所の名称を記入するものとする。